

奈良県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成二十八年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
飛鳥川クリニック	橿原市新口町一一九―三	平成二十八年一月四日
なごみデンタルクリニック	大和郡山市高田町一四―一六 シティパレス吉川一〇六号室	平成二十八年一月十九日
ハート薬局	香芝市下田西一―一〇―一九 メデイカルプラザ香芝一階	平成二十八年二月一日
やすえデンタルクリニック	大和高田市大字藤森一七―一七	平成二十八年二月一日
つねまつ歯科クリニック	葛城市足田四四―一	平成二十八年二月二十四日
のぞみ歯科クリニック	香芝市下田西三丁目一番二六号	平成二十八年三月一日
医療法人くらもと胃腸科医院	天理市川原城町七〇四―三階	平成二十八年五月一日
医療法人ポイントワシ ならやまと整形外科ス ポーツクリニック	北葛城郡上牧町大字上牧三四― 三一―	平成二十八年五月一日

さくらクリニック	サン薬局高田南店
檀原市八木町一丁目七一一大和センタービル五階	大和高田市大字根成柿一七四一 二
平成二十八年五月九日	平成二十八年六月一日